

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 兵庫県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 14 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 46 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 11 月 24 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 9 月 22 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、兵庫県神戸市中央区大日通 1 丁目 2 番 18 号に本店を置き、流通・建設・不動産及びプラスチック関連の事業等を営む会社の株式の所有により、その事業活動を支配、管理することを目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所市場第二部に上場されていた（平成 21 年 7 月 1 日上場廃止）ジェイオーグループホールディングス株式会社（以下「JOG 社」という。）が平成 21 年 1 月 23 日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件 C B」という。）の発行による第三者割当増資について、その実質的出資者として、JOG 社との間で、B を代理人として、本件 C B に関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、平成 20 年 8 月 29 日ころ、同契約の締結の交渉に関し、JOG 社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の平成 20 年 10 月 21 日から平成 21 年 1 月 23 日午後零時 45 分ころまでの間、株式会社 C 証券を介し、大阪府大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号所在の株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）において、自己の計算において、JOG 社の株式 1 万 4000 株を買付価額 79 万円で買い付けたほか、平成 21 年 1 月 22 日、C 証券を介し、大証において、自己の計算において、JOG 社の株式 3000 株を売付価額 24 万 9000 円で売り付けたものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号、第 166 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 1 号イ、金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 166 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 1 号イ、第 176 条第 1 項、第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法の施行日である平成 20 年 12 月 12 日以降に行われた売買について、

① 金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (92 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) \\ & - (45 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 56 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 58 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ & \quad + 60 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & = 385,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ② 金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (83 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) - (55 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & = 84,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$385,000 \text{ 円} + 84,000 \text{ 円} = 469,000 \text{ 円}$$

- (2) 金融商品取引法の施行日である平成 20 年 12 月 12 日よりも前に行われた買付けについて、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (55 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) - (45 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 55 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & \quad + 63 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & = 2,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (3) 上記(1)で計算した課徴金額について
金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切捨て。
- (4) 上記(2)で計算した課徴金額について
金融商品取引法第 176 条第 1 項の規定により、1 万円未満であるため、課徴金の納付を命じない。